

# 予算・決算特別委員会

平成29年10月2日

## 1 議案審査

(1) 議案第29号 平成29年度千代田区一般会計補正予算第1号

(2) 議案第30号 平成28年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

## 2 分科会の設置について

## 予算・決算審査について（案）

### 1 審査日程

- (1) 審査は下記の日程案を目安として行う。
- (2) 審査時間はおおむね午前10時30分から午後5時までを目途とする。

[予算・決算特別委員会審査等日程]

月 日	午 前	午 後
10月 2日(月)	<b>予算・決算特別委員会</b> ・審査日程、順序、方法及び出席理事者の確認 ・分科会の設置 ・平成29年度補正予算審査、採決 ・決算及び決算審査意見書の概要説明	
10月 3日(火)	分科会 ・平成28年度決算調査	
10月 4日(水)	分科会 ・平成28年度決算調査	
10月10日(火)	「分科会報告書」「会議録」の委員長あて提出（午前中） 「分科会報告書（写）」「会議録」の委員への配付	
10月11日(水)	<b>予算・決算特別委員会</b> ・平成28年度決算審査 総括質疑	
10月12日(木)	<b>予算・決算特別委員会</b> ・平成28年度決算審査 総括質疑 （総括質疑終了後）意見表明、採決	

### 2 審査方法

決算の詳細な調査は分科会を設置して行い、原則として決算参考書の項ごとに区切り質疑を行う。

### 3 出席理事者

- (1) 補正予算審査及び決算の概要説明並びに総括質疑の際は、区長、副区長、教育長、各部長、庶務担当課長及び担当理事者は常時出席とする。その他の理事者は自席待機とするが、総括質疑時は第3委員会室で待機とする。
- (2) 分科会の決算調査の際の出席理事者は、各分科会で決定する。

## 分科会の設置について（案）

（目的）

- 1 平成28年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について、多岐にわたる分野の調査をする必要があることから、効率的な決算調査を行うため分科会を設置する。

（設置数及び設置期間）

- 2 予算・決算特別委員会に3つの分科会をおく。  
分科会の設置期間は、調査の終了する日までとする。

（名称及び調査事項）

- 3 分科会の名称及び調査事項は次のとおりとする。

（1）企画総務分科会

「議案第30号 平成28年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について」中の企画総務委員会所管分

（2）地域保健福祉分科会

「議案第30号 平成28年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について」中の地域保健福祉委員会所管分（国民健康保険事業会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計を含む）

（3）子育て文教分科会

「議案第30号 平成28年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について」中の子育て文教委員会所管分

（出席理事者）

- 4 各分科会で決定した理事者とする。

（分科会の定数及び組織並びに分科会会長）

- 5 分科会の構成は次のとおりとし、分科会長は予算・決算特別委員会副委員長とする。なお、予算・決算特別委員長は分科会には所属しないものとする。

（1）企画総務分科会（8名）

分科会長 林則行

分科員 木村正明、岩佐りょう子、米田かずや、小枝すみ子、松本佳子、永田壮一、はやお恭一

（2）地域保健福祉分科会（8名）

分科会長 桜井ただし

分科員 寺沢文子、岩田かずひと、大串ひろやす、大坂隆洋、山田丈夫、飯島和子、河合良郎

（3）子育て文教分科会（8名）

分科会長 戸張孝次郎

分科員 たかざわ秀行、秋谷こうき、池田とものり、牛尾耕二郎、小林たかや、内田直之、小林やすお

（報告）

- 6 分科会からの報告は、別紙報告書様式により平成29年10月10日（火）午前中までに予算・決算特別委員長に対して行う。

（報告書及び会議録の配付）

- 7 分科会からの報告書の写し及び分科会の会議録は、平成29年10月10日（火）に、予算・決算特別委員長から各委員に対し配付する。

年 月 日

予算・決算特別委員長あて

予算・決算特別委員会  
〇〇〇〇分科会長名

## 〇〇〇〇分科会決算調査報告書

〇〇〇〇分科会の調査事項について、下記のとおり報告します。  
なお、参考として分科会の記録及び分科会に提出された資料を添付します。

### 記

1 分科会で論議された項目

2 総括質疑において論議することとした項目

※ 分科会に提出された資料は全て添付すること。

## 平成 29 年度一般会計補正予算案 第 1 号の概要

政策経営部 財政課

### I 一般会計歳入歳出予算の補正

一般会計補正予算額	△268,330 千円
一般会計補正後予算額	54,330,809 千円

#### 【歳出】

1 (仮称) 区立麴町仮住宅の整備	<u>△268,330 千円</u>
(1) 工事費	△253,030 千円
(2) 工事監理委託料	△15,300 千円

(仮称) 区立麴町仮住宅の整備に要する経費について、事業の進捗状況から、本年度の建築工事及び工事監理委託に係る支出額に変更が見込まれるため、予算の一部を減額する。

#### 【歳入】

1 基金繰入金	<u>△268,330 千円</u>
(1) 社会資本等整備基金繰入金	△268,330 千円

### II 繰越明許費 47,821 千円

1 四番町保育園・児童館等の整備 (基本設計)	47,821 千円
-------------------------	-----------

四番町保育園・児童館等の整備に要する経費について、事業の進捗状況から、基本設計が年度内に完了しない見込みとなったため、繰越明許費を設定する。

### Ⅲ 債務負担行為の補正

#### 1 債務負担行為の廃止・追加

事 項	債務負担限度額	債務負担期間
(仮称) 区立麴町仮住宅の整備	1,276,300 千円 →1,544,630 千円 (268,330 千円増)	平成 30 年度 →平成 30 年度～ 平成 31 年度

(仮称) 区立麴町仮住宅の整備について、事業の進捗状況から、平成 29 年度当初予算において設定した債務負担行為を廃止の上、新たに追加する。  
(全体計画事業費 1,892,970 千円→変更なし)